

## 生涯学習バスの利用の見直しについて

教育委員会

### 1 概要

生涯学習バスは、「動く教室」として、行政や学校、市民の利用に提供しているが、市民の学習活動に資する公共のバスとしてより良い運行を行うために、規則の一部改正を行う。

### 2 課題

本市学校教育の充実にかかる使用希望が増加する一方で、一般団体における使用目的が多様化してきており、また、一般団体において、年間の回数制限を設けていないことによる機会の公平性など、バスを有効活用する上で課題がある。

### 3 改正点

#### (1) 使用範囲の明確化

本市の学校、社会教育機関における教育活動や市民の学習活動に資する公共のバスとして、使用範囲を明確にする。

#### (2) 一般団体の使用回数の設定

利用機会の均等を図るため、一般団体の抽選における使用回数を年間2回までとし、毎月の抽選終了後、さらに空きがある場合は3回以上の使用を可とする。

#### (3) 運行距離の上限の見直し

十分な学習時間の確保と、より安全な運行を目指すため、1回あたりの往復運行距離を300kmから200kmに変更する。

参考：300km 西は静岡県東部 → 200km 西は神奈川県西部

300km 北は茨城県中部 → 200km 北は茨城県南部

### 4 今後の予定

令和2年3月 教育委員会会議にて規則改正

4月 施行

(バスの予約受付は3か月前からのため、7月以降の利用から適用)